

長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について

1 趣旨

- 現行の「長野県子ども・若者支援総合計画」は令和5年3月に策定（計画期間：令和5～9年度）
- こども基本法の施行（令和5年4月）やこども大綱の閣議決定（令和5年12月）を踏まえ、「長野県子ども・若者支援総合計画」の一部を改訂。

2 検討状況等

- R6. 7 青少年問題協議会で審議
- R7. 2 青少年問題協議会で審議
- R7. 3 社会福祉審議会で報告

【子ども・若者との意見交換等の状況】

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 若手社会人との意見交換会(R6.7.11) | ⑥ 信州みらいフェス in 松本(R6.9.15) |
| ② 第1回こどもモニターアンケート(R6.8) | ⑦ 第1回信州若者みらい会議(R6.10.20) |
| ③ 奨学生との意見交換会(R6.8.20) | ⑧ 第2回こどもモニターアンケート(R6.10) |
| ④ 信州みらいフェス in 東京(R6.8.18) | ⑨ 第2回若者との意見交換会(R6.11.9) |
| ⑤ 第1回若者との意見交換会(R6.8.31) | ⑩ 第2回信州若者みらい会議(R6.11.16) |

【参考】こども基本法

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 一部改訂の主な内容

（1）計画の位置付けの追加

これまで、次世代育成支援対策推進法など様々な法律の県計画等に位置付けられていたが、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」としての位置付けを追加。

（2）計画の基本姿勢の見直し

こども基本法やこども大綱の趣旨、子ども・若者との意見交換などを踏まえ、権利の主体として認識することや個人としての尊重、子ども・若者の意見を施策に反映することなどを明記。

（3）計画策定以降の新たな施策の内容の追加

一部改訂に合わせ、施策の内容の時点修正を行った。

【主なもの】

○県と市町村による「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト(R6.3)」に掲げた施策

- ・メタバースによる仮想空間を活用した新たな出会いの場の創出
- ・保育士の働きやすい職場づくりや保育士確保策の強化

○R6以降の県予算による新規施策

- ・保育料軽減や授業料軽減などの「子育て家庭応援プラン(R6～)」
- ・ライフデザイン支援の強化、出会い・結婚の充実、困難を抱える若者への支援など若者施策の充実強化(R7)

○信州未来共創戦略に基づく県アクションに掲げた施策

- ・県の審議会等への若者の積極的な登用
- ・地域ごとにユースセンター（高校生等の居場所など）の設置を促進
- ・「ながの子育て家庭優待パスポート」の電子化を推進

「長野県子ども・若者支援総合計画(一部改訂)」について（基本姿勢の見直し）

基本姿勢（長野県子ども・若者支援総合計画）

【現行】

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を取り巻く状況の変化や、子ども・若者の意識の変化を敏感に捉え、その思いに寄り添った必要とされる施策を実現します。

2 「対話」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において確保することにより、子ども・若者の声の施策への反映を実現します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、子ども・若者に求められる支援を実施し、抱える問題を解決するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって施策を実現します。

参考：こども基本法（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【改訂後】

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を権利の主体として認識し、個人として尊重するとともに、その基本的人権を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るよう取り組みます。

子どもや若者の各ライフステージに応じて切れ目なく対応し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

多様な価値観・考え方を前提とした、若い世代の描くライフデザインの希望実現を目指します。

若い世代の視点に立って、その思いに寄り添った結婚、子育てに関する施策に取り組みます。

2 「意見反映」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において必ず確保することにより、子ども・若者の意見を施策へ反映します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、若い世代の生活の基盤の安定を図る支援を実施するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって取り組みます。

子ども・若者が年齢や発達の段階に応じて、多様な社会的活動に参画する機会の創出に取り組みます。

参考：こども施策に関する基本的な方針（こども大綱）

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する